

再・改訂版  
社会福祉法人のびのび福祉会 虐待防止対応規程

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この規程は社会福祉法人のびのび福祉会（以下「法人」とする）が実施する福祉サービス（以下「法人事業所」とする）において、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」とする）に基づき、障害者虐待を防止する体制を整備し、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。
- 2 この規程において「法人職員」とは法人事業所に勤務する職員、支援員をいう。
  - 3 この規程において「利用者」とは法人事業所を利用するものをいう。

(虐待防止委員会の設置)

- 第2条 法人理事長は、法人内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置するものとする。なお、虐待防止委員会の組織、構成員については別途定める。

(虐待防止対応責任者の設置)

- 第3条 各事業所に虐待防止対応責任者を設置し、各事業所における虐待防止の取組、虐待事案への対応にあたるものとする。
- 2 虐待防止対応責任者は、各事業所の管理者があたるものとする。

(虐待防止受付担当者の設置)

- 第4条 各事業所に虐待防止受付担当者を設置し、利用者及び保護者、法人職員が障害者虐待に関する相談を行いやすい体制をつくる。
- 2 虐待防止受付担当者は、虐待防止対応責任者が若干名を任命する。

(障害者虐待の定義)

- 第5条 この規程において「虐待」とは、法人職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為をいう。
- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる虞のある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
  - (2) 利用者にワイセツな行為をすること、又は利用者にワイセツな行為をさせること。
  - (3) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他利用者による(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、その他障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - (5) 利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当な財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

- 第6条 法人職員は利用者に対し、第5条に掲げる虐待にあたる行為、また虐待を疑われる行為をしてはならない。

## 第2章 虐待防止・権利擁護の取組

(虐待防止・権利擁護のための取組)

第7条 虐待防止委員会は、法人職員に障害者虐待の防止のために以下の取組を行う。

- (1) 障害者虐待防止、人権意識、知識や技術向上等の研修計画の策定
- (2) 虐待防止マニュアルの作成と実施
- (3) 各事業所における虐待防止チェックリストの集計と分析
- (4) 職員のストレスマネジメント
- (5) 虐待発生後の検証と再発防止策の検討

(虐待防止対応責任者の職務)

第8条 虐待防止対応責任者は障害者虐待の防止のために以下の取組を行う。

- (1) 事業所内への「虐待防止啓発掲示物」の掲示
- (2) 各事業職員に対する研修の実施
- (3) 各事業職員の外部研修への積極的参加の促し
- (4) 各事業職員による虐待防止チェックリストの実施
- (5) 利用者に対する意向調査

## 第3章 虐待が疑われる事案が生じた場合の対応

(虐待を発見した場合の通報)

第9条 法人職員は、法人職員により障害者虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は、障害者虐待防止法第16条の規程に基づき、速やかに江東区及び支給決定区市町村に通報しなければならない。通報した法人職員は必要に応じ、虐待防止受付担当者・虐待防止対応責任者に報告をするものとする。また利用者本人及び保護者、法人職員から障害者虐待の疑いについて相談を受けた虐待防止受付担当者・虐待防止対応責任者も、虐待の疑いがある場合は江東区及び支給決定区市町村に通報しなければならない。

2 虐待事案の対応にあたっては、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先する。

(通報者の保護)

第10条 障害者虐待を発見し、直接区市町村に通報する場合、通報した職員は障害者虐待防止法16条の規程に基づき、次のように保護されるものとする。

- (1) 刑法の秘密漏示罪の規程やその他の守秘義務に関する法律の規程は、法人職員による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない。
- (2) 通報を行った職員等は、通報したことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(虐待事案の報告)

第11条 虐待防止対応責任者は、第9条により、障害者虐待にかかる通報が行われた場合には、速やかに虐待防止委員会に報告するものとする。虐待防止委員会は必要に応じて臨時理事会の開催を要請し、「虐待通報受付報告書」(別記様式)により報告するものとする。虐待防止対応責任者を通さずに行われた通報について、江東区及び東京都から連絡が合った場合も同様とする。

(自治体の行う事実確認への協力)

第12条 虐待防止対応責任者は、区市町村及び東京都が行う事実確認のための聞き取りや調査に対して誠実に対応し、調査のための場所の提供や、書類の閲覧等に協力するものとする。

(虐待被害者への対応)

第13条 虐待が疑われる事案の被害利用者の対応にあたっては、安全確保を最優先するとともに、事実関係が明らかになるまでの間、被害利用者が安心して継続利用できる環境を提供するものとする。

(虐待調査結果への対応)

第14条 区市町村による調査が終了し、結果が通達された際には、その内容を真摯に受け止め、虐待事案の原因を分析、再発防止策を検討し、改善報告書を作成する。改善報告書は虐待防止委員会に提出するものとする。

(虐待事案解決後の対応)

第15条 虐待防止委員会・虐待防止対応責任者は、定期的に事業所を巡回する等、改善内容、再発防止策が適切に行われていることを確認する。

(解決結果の公表)

第16条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を別に定める「虐待受付および解決状況報告書」(別紙様式)により虐待防止委員会に報告する。

2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、法人の事業報告に記載する。

附 則

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

平成26年 4月 1日改定

平成30年10月 1日改定

## 虐待防止委員会 設置基準

第1条 この基準により、「社会福祉法人のびのび福祉会 虐待防止対応規程」第2条に定める虐待防止委員会の設置に関する事項を定める。

第2条 虐待防止委員会の構成員は、下記の（１）～（４）とする。

- （１）委員長・・・理事の中から理事長が任命する。
- （２）虐待防止対応責任者・・・各事業所の虐待防止対応責任者数名を委員長が推薦し、理事長が任命する。
- （３）利用者・保護者代表・・・各事業所の虐待防止対応責任者から推薦があった者を理事会で選考し、理事長が任命する。
- （４）外部委員・・・障害者虐待防止に造詣が深く、世間から信頼性を有する者（学識経験者、弁護士、社会福祉士、民生委員など）で法人と利害関係にない者を、理事会で選考し、理事長が任命する。

第3条 虐待防止委員の任期は、第2条の（１）（４）に掲げる者については特に設けず、（２）（３）に掲げる者については、任命の日より2年間とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 虐待防止委員会の任務は、「虐待防止対応規程」第2条に定めるものの他、理事会において虐待防止の取組状況、虐待事案における報告を行う。

第5条 江東区地域自立支援協議会と連携を図るため、同協議会権利擁護部会員に法人職員を選出する。